

写

発施第 36 号
平成30年 8月 2日

美濃加茂市未来のまちづくり委員会会長 様

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

美濃加茂市立地適正化計画の基本となるまちづくり方針及び
美濃加茂市新庁舎整備基本計画について（諮問）

美濃加茂市は、未来のまちづくりを進めるにあたり、本年度から立地適正化計画及び新庁舎整備基本計画の策定に取りかかります。

つきましては、美濃加茂市附属機関の設置に関する条例（平成23年条例第2号）の規定により、下記の事項について諮問します。

1 諮問事項

立地適正化計画

立地適正化計画の策定に必要なまちづくり方針に関する事項について

新庁舎整備基本計画

新庁舎の整備地、規模、機能、その他新庁舎整備基本計画の策定に必要な事項について

2 答申時期

中間答申：

「立地適正化計画まちづくり基本方針（案）」及び「新庁舎の整備地について」の答申を平成31年2月末まで

最終答申：

「新庁舎整備基本計画（案）について」を平成31年10月末まで

3 諮問理由

立地適正化計画

人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって安心できる、健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっています。

こうした中、国土交通省をはじめ関係省庁では、医療、福祉施設、商業施設

や住居等がまとまって立地し、公共交通のネットワークにより生活利便施設等に容易にアクセスできるように、都市全体の構造を見直す政策を進めています。こうした背景を踏まえ、市民や民間事業者と行政が一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組んでいくため、改正都市再生整備特別措置法が施行され、国の財政支援制度を活用することができる『立地適正化計画』制度が創設されました。

本市におきましても、平成30年度から本計画を策定することにより、コンパクトなまちづくりへの取組を進めることとしました。

以上を踏まえ、立地適正化計画のまちづくりの基本的方針に関する事項について諮問を行うものです。

新庁舎整備基本計画

美濃加茂市役所本庁舎本館は、昭和36年に、美濃加茂市の2代目の市庁舎として建設されましたが、現在は建築後57年が経過し、建物・設備の老朽化や狭あい化等の問題を抱えています。また、災害時に、本庁舎が防災拠点施設として適切な役割を担えるかどうかも疑問です。そこで市は、平成30年3月に、新庁舎整備基本構想を策定したところです。さらに市は本年度、この基本構想を基に、より詳細な事柄を記載した基本計画の策定に取りかかりました。

以上を踏まえ、新庁舎の整備地、規模、機能、その他新庁舎整備基本計画の策定に必要な事項について諮問を行うものです。

以上